

京都府地球温暖化対策条例に基づく エコドライブマイスターの選任・届出について

京都府地球温暖化対策条例に基づき、下記に該当する事業者は、エコドライブマイスターの選任・届出が必要となります。また、廃業する場合やエコドライブマイスターとして選任した方を変更する場合にも届出が必要となります。必要な届出がお済みでない場合には、速やかに手続きをお願いします。

記

対象者：50台以上の自動車等（※）を管理する事業者

※道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいいます。

届出方法：メール送付又は郵送

京都府エコドライブマイスター講習会の修了証の写し（コピー）を添付してください。

届出物：①エコドライブマイスター選任届出書（裏面参照）
②エコドライブマイスター講習会の修了証の写し

届出様式：次のHPからダウンロード可能です。

<http://www.pref.kyoto.jp/tikyu/ecomeister.html>

担当	所在地	電話番号	メールアドレス
京都府 総合政策環境部 脱炭素社会推進課	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町 西入藪ノ内町	075-414-4708 (直通)	datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

記入例

■事業者名及び法人の
【注意】代表者名を記載
※押印不要

■届出日を記載

エコドライブマイスター選任届出書

■事業者の住所を記載

(あて先) 京都府知事	令和6年 月 日
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 株式会社 タロー京都 代表取締役 京都太郎 電話 075-414-4708

京都府地球温暖化対策条例第 39 条の規定により、エコドライブを推進する者 (エコドライブマイスター) を選任しましたので、次のとおり届け出ます。

管理する自動車の台数 250 台

届出の理由

自動車等の台数が 50 台以上となったため

推進する者に変更が生じたため

廃業その他の理由により届出義務が消失したため

その他記載事項に変更が生じたため ()

■選任者を記載
(継続者もすべて記載)
■6名以上の場合は、別紙に
必要事項を記載・添付

■京都府内の事業所で合計
した台数が「50 台」以上
であることを確認

■届出理由にチェック

氏名	役職	知事の指定する講習		届出内容	選任又は解任の日
		修了番号	修了日		
京都 一郎	総務部長	2019-****	令和元年 11 月 14 日	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任	令和元年 11 月 20 日
京都 花子	総務課長	2019-****	令和元年 11 月 14 日	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 解任	令和6年 3 月 31 日
京都 百合子	総務課長	2024-****	令和6年 12 月 19 日	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任	令和6年 12 月 19 日
				<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任	
				<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任	

■8ケタ全てを記載

■修了日以降であることを確認

担当部署	総務課
担当者氏名	京都 次郎
住所	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話番号	075-414-4708
ファクシミリ番号	075-414-4705
メールアドレス	datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

■担当者・連絡先を記載

- 注 1 「届出の理由」欄は、該当する□にレ印を記入してください。「その他記載事項に変更が生じたため」に該当する場合は、その内容を () 内に具体的に記入してください。
- 2 「届出内容」欄は、以下の区分に応じて□にレ印を記入してください。
- (1)新規 今回新たに選任された者
 - (2)継続 引き続き推進者である者
 - (3)解任 今回推進者でなくなった者
- 3 枠内に書ききれない場合は、別紙に記入し、添付してください。
- 4 新たに選任された者については、知事の指定する講習の修了証書の写しを添付してください。

■講習会修了証を添付 必須